



建 第 487 号の 4
令和 7 年 7 月 2 日

一般社団法人 新潟県建築組合連合会長 様

新潟県土木部都市局建築住宅課長

建築確認申請における盛土規制法の適合性確認について（依頼）

日頃、県の建築行政に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域が、令和 7 年 7 月 18 日から県内全域で指定されます。

盛土規制法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 35 条第 1 項の規定は建築基準関係規定であることから、令和 7 年 7 月 18 日以降に確認済証が交付される建築確認申請においては適合性を確認する必要があります。

つきましては、盛土規制法の適合性確認の方法を下記のとおり定めましたので、貴会員へ周知をお願いします。

記

- 1 許可対象となる工事がある場合（みなし許可となる開発許可が必要な場合を含む。）
「当該許可証の写し」又は「盛土規制法施行規則第 88 条の規定に基づく証明書」の提出を設計者に求めることとしました。

- 2 許可対象となる工事が無い場合

盛土規制法の許可対象となる工事の有無を確認するための書面として、別紙「【建築確認申請用】盛土規制法判定チェックリスト」の提出を設計者に求めることとしました。

ただし、許可対象となる工事が無いことが明らかな場合（用途変更や大規模修繕・模様替えに係る確認申請で土工事が生じない場合等）や、盛土規制法判定チェックリスト以外の書類で確認できる場合は、この限りではありません。

- 3 留意事項

「【建築確認申請用】盛土規制法判定チェックリスト」は県内 6 市特定行政庁及び指定確認検査機関に意見照会の上で作成しておりますが、審査機関によって様式が異なる場合があります。建築確認申請の際は事前に各機関に御確認ください。

〔担当〕
建築指導係 町田
Tel : 025-280-5441（直通）
Mail : ng160030@pref.niigata.lg.jp

設計者の皆様へ

建築確認申請に盛土規制法への適合性を示す書類の添付が必要となります

- 令和7年7月18日から新潟県全域が盛土規制法に基づく規制区域に指定されます。
- この指定に伴い、建築確認申請の際、盛土規制法第12条第1項等の規定への適合性確認が必要となります。
- このため、令和7年7月18日以降に確認済証が交付される建築確認申請を行う場合には、次の書類の添付をお願いします。

建築確認申請に添付する書類

①盛土規制法の許可対象となる「工事がある」場合 (みなし許可となる開発許可が必要な場合を含む。)

「許可証の写し」又は「省令第88条証明」

②盛土規制法の許可対象となる「工事がない」場合 【建築確認申請用】盛土規制法判定チェックリスト

※ 審査機関によって、盛土規制法判定チェックリストの様式が異なる場合があります。詳細は建築確認の申請先に御確認ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jutaku/1197216943238.html>



県内特定行政庁の連絡先はこちら

※ 県に建築確認申請を提出する場合は、県HPから「【建築確認申請用】盛土規制法判定チェックリスト」をダウンロードの上、使用してください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/jutaku/morido-kenchiku-kakunin.html>



県HPはこちら

〔本紙に関するお問い合わせ先〕

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1

新潟県土木部都市局建築住宅課建築指導係

Tel:025-280-5441(直通)、Fax:025-285-6840、E-mail:ngt160030@pref.niigata.lg.jp

【建築確認申請用】盛土規制法判定チェックリスト

記載日： 年 月 日

建築主氏名	申請地の地名地番	設計者(確認者)氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)の規制区域内(新潟県内全域)においては、実施する宅地造成等(土石の堆積を除く。以下同じ)の規模に応じて盛土規制法の許可が必要となる場合があります。

盛土規制法の許可に関する規定は、建築基準関係規定に該当するため、設計者の責任において許可対象となる宅地造成等の有無を確認してください。

なお、今後現場で行われる宅地造成等が、この記載と異なり、盛土規制法における許可が必要であることが明らかになった場合は、速やかに盛土規制法を所管する行政庁へ連絡してください。

区域区分	許可対象となる宅地造成等に関する工事 (盛土規制法第12条又は第30条)	該当有無	対応
□ 宅地造成等工事規制区域	要件 ①盛土で高さが1m超の崖※を生ずるもの ②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く) イメージ図	□ 有	□ 盛土規制法第12条の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可書の写し又は省令第88条証明※4を確認申請書に添付 □ 盛土規制法第15条第2項の規定に基づく開発許可によるみなし許可として開発許可通知書の写しを確認申請書に添付
	要件 ④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く) イメージ図	□ 無	□ 本チェックリストを確認申請書に添付 事前相談を行った場合は次の項目を記載 相談先:新潟県土木部都市局 都市政策課盛土規制係 相談日: 担当者:
□ 特定盛土等規制区域	要件 ①盛土で高さが2m超の崖※を生ずるもの ②切土で高さが5m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く) イメージ図	□ 有	□ 盛土規制法第30条の規定に基づく特定盛土等に関する工事の許可書の写し又は省令第88条証明※4を確認申請書に添付 □ 盛土規制法第34条第2項の規定に基づく開発許可によるみなし許可として開発許可通知書の写しを確認申請書に添付
	要件 ④盛土で高さが5m超となるもの(①、③を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超となるもの(①～④を除く) イメージ図	□ 無	□ 本チェックリストを確認申請書に添付 事前相談を行った場合は次の項目を記載 相談先:新潟県土木部都市局 都市政策課盛土規制係 相談日: 担当者:

※1 表中の工事に該当する場合であっても、盛土規制法第12条又は第30条のただし書の規定等により許可不要や規制対象外となる場合があります。疑義が生じる場合は※5に記載の盛土規制法を所管する行政庁に御確認ください。

※2 確認申請の敷地と宅地造成等の範囲が異なる場合、宅地造成等の範囲で許可の要否を判断してください。

※3 該当「無」の場合の事前相談は必須ではありません。疑義が生じる場合のみ※5に記載の担当まで御連絡ください。

※4 「対応」欄の「省令第88条証明」とは、盛土規制法施行規則第88条に規定する証明書を言います。

※5 盛土規制法を所管する行政庁は次のとおりです(新潟市を除く)。

新潟県土木部都市局都市政策課盛土規制係 TEL 025-280-5932(直通)